

# 土門 剛



土門 剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏と共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。

ント社のことだ。

「遺伝子組換え体（GMO）の種子販売がM社などに独占され、特許がとられており、TPPで世界中の種がGMOになっていくと、世界の食料・農村はM社によってコントロールされていきます。GMOの種がこぼれて在来種が『汚染』されていく事態も広がっています。農家はそれまで自家採種してきた種を、毎年高い値段で買い続けなければならぬようになります。そのための借金などが途上国の農村経済に暗い影を落とすとして、インドの農村の自殺率の上昇の例で指摘されています」

東大教授の肩書きを持つ方にしては極めてズサンな内容。ポイントとなる「農村の自殺率の上昇」の裏付けデータがないことだ。インド内務省全国犯罪記録局に自殺者を職業別に整理した統計がある。「農場経営・農業従事」という分類があり、全自殺者に占める割合も示されている。モンサントがインドにGM種子を導入したのは2002年だった。1995年以来的の数字を追ってみた。確かに2002年は最多の1万

7981人。それ以前も1万6000人台が4年続いていた。鈴木さんがそのメモを書いた12年は02年に比べて23・5%も減っている。GM種子が急速に普及するにつれて、自殺者が減っていったという見方ができないだろうか。

次いでGM種子を毎年買い続けたことが自殺原因になったという記述。これも根拠が示されていない。因果関係を示すドンピシャの統計はないが、傍証としてインドの農村における綿作農家の自殺者急増を扱った報道記事は参考になる。

14年5月5日付け英ガーディアン紙。「インドの農家自殺、GMOが関連か」という写真特集は、「コストのかかるGM種子、肥料、殺虫剤の導入」による借金と指摘しながら、一方で「不利な気象条件や、綿花の世界的な価格のほんの少しの低下でさえ、農家に災いをもたらす可能性がある」と丁寧の説明。

15年4月20日付け米CNNは、「インドの綿作農家に自殺が多いのはなぜ」と報道。英ガーディアン紙とほぼ同じ内容だが、綿花の販売価格が1年で半値になったという農家のコメントを紹介。綿花価格の下落にアクセントを置いた書き方をしていて、決してGM種子だけが原因とは決めつけていない。

前月号で種苗法改正反対派の主張を「冬のお化け」ときき下ろしておいた。冬にお化けが出てきたためしがないのに、お化けが出るぞと不安を煽っては、善男善女をお化け屋敷に誘っているという意味。冬のお化け。仕掛け人は東京大学大学院教授の鈴木宣弘さん。お化けは本当にいるのか。

## 綿作農家の自殺原因は種代か

鈴木さんが仕掛けた冬のお化け。初デビューは2012年のようだ。TPP反対組織のサイトで見つけた「鈴木宣弘」の名前入り「TPP参

## 冬のお化け 話で煽る 種苗法改正反対派に根拠なし②

## TPPOが変わる 鈴木 の法則

鈴木さんは「冬のお化け」を巧みに操ってきた。執筆先や講演の相手で「お化け」の呼び方を変えていることだ。これを「鈴木 の法則」と呼ぶ。なぜ使い分けるのか、最初、理由は分からなかったが、そのうちピンとくるものがあつた。

多数の読者の目に触れるようなメディアではモンサントという実名を出さない。代表例が全国紙。その代わりグローバル種子企業と表現したりする。一方、多数の読者の目に触れないと思つたメディアなどには、モンサント社の名前を出す。これは消費者団体などのミニ集会や会報などの場合だ。

これこそ記事や発言の内容に自信がないことの証ではないか。事実の裏付けを十分にせず実名を出した場合、クレームをつけられかねない。それを極度に警戒しているようだ。次に紹介する講演は、後者の代表例。筆者がモンサント関係者だったら、最低でも抗議文、場合によっては訂正要求、それに応じなければ鈴木さんを法的手段で訴えるだろう。

例えば19年1月12日、日本労働党主催の年始恒例の旗開き・講演会でスピーチ。旗開きとは、左翼政党

の新年仕事始めのことを指す。

「例えば、種子法という国民の命の源である作物の種を守る法律が一年、一瞬にして廃止されるのが決まりました。モンサントという巨大企業が求めた施策で、自分の企業の種を売るのに公共の種がジャマだったからです。しかも、今まで国や県が開発した奨励品種を無償でモンサントに差し出すことまで決められた。併せて種苗法まで変えられ、種は自家採種禁止の方向に行つていくのです。従来種もモンサントが先に登録したら使えなくなり、モンサントから買わないといけなくなりま

す。また遺伝子組み換え表示の緩和や輸入穀物の残留除草剤の規制も行われ、これで日本人が病気になるにつれにはモンサントと合併したバイエル社の医薬品を売りつけようとしていきます」(同25日付け労働新聞)

日本労働党は1974年に産声を上げたれっきとした既成政党だ。日本共産党から袂を分かつたという経緯がある。政党としての立ち位置は、日本共産党を右脇に追いやるぐらいの最左派。政策の純化度ということなら、日本労働党の右に出る党はまず見当たらない。党是は、当然、反米・反帝国主義。

さて裁判で争われたら鈴木さんが絶対に勝てない箇所が1カ所ある。

ひとつは、2018年に廃止された主要農作物種子法について、「モンサントという巨大企業が求めた施策」と断定した点だ。そんな根拠などあるはずがない。

## 創作ネタは 天性の芸人魂か

鈴木さんには天性の芸人魂が宿っているのか、相手に喜んでもらうようネタを創作する悪い癖があるようだ。先の講演会「従来種もモンサントが先に登録したら使えなくなり、モンサントから買わないといけなくなります」発言。これは種苗法改正反対で創作した持ちネタのひとつ。仲間内だけに披露しているものかと思つていたら、そうでもなかった。

種苗法改正法案が、いよいよ国会上程というタイミングで応じた毎日新聞記者のインタビュにも同じように喋っている。相手が変わっても同じセリフを繰り返すのは、「ご本人にとつては「それでも地球は回る」とガリレオ・ガリレイの心境のつもりなのか。

「今回の種苗法改正案で自家採種に制限をかけるということになると、それは海外のグローバル企業の種を日本の農家の皆さんに『これを買わないと自家採種はできない、生産できない』という話になるじゃないで

すか」(6月10日付け)

内容は日本労働党の講演会での発言と一緒だが、「鈴木 の法則」に従い、「お化け」は「海外のグローバル企業」にしてある。18年にモンサントがバイエル社に買収されたので、さすが全国紙ではモンサントの名は使えなかった事情もある。インタビュした記者もひどい。種苗法改正の基礎知識がないので、鈴木さんの言い分をそのまま記事にしたようだ。

種苗法には、「一般品種」と「登録品種」という区分けがある。一般品種は、新品種ではないので従来品種という扱い。種苗法上の定義は在来種。従来種と同じ意味で「伝統野菜など、地域で受け継がれてきた品種」と定義され、代表的なものとして、聖護院大根、下仁田ねぎ、丹波黒大豆などがある。

これら一般品種は、種苗登録した登録品種と呼ぶ新品種と違って、「誰でも自由に利用可能」だ。1978年に種苗法が制定されて以来、この原則は何も変わっていない。翻つて毎日のインタビュ記事を読み返してみた。首を傾げてしまうのは、新品種の開発権者の権利を擁護する種苗法そのものに反対しているのか、あるいはモンサントのようなグローバル企業が開発した新品種には権利

擁護の必要はないと主張しているのか。鈴木さんの主張が支離滅裂すぎで理解不能に陥ってしまう。

日本は、1978年に種苗法を制定して、82年に植物新品種保護国際同盟（UPOV）に加盟、新品種の権利を保護する同条約を批准した。

鈴木さんが、新品種の権利保護に背を向ける主張を従来から表明しているのなら、その主張に整合性があることを認めるが、鈴木さんの場合は、特定の企業、特定の品種にのみ、登録品種でも自家採種を容認しろと主張しているだけだ。そこには合法性、整合性、合理性のかけらもない。

## モンサント憎んで 種苗法も否定

「冬のお化け」は、特定の企業、特定の品種を、この国から追放するために向けられた鈴木さんオリジナルの創作話である。その創作話がうけるのは、なぜか農協組織。全農広報誌「JA全農ウィークリー」2019年7月15日号で、十八番の「種子法廃止が招く農業・食の安全崩壊」を演じていた。



例の鈴木法則によれば、この場は多数の読者の目に触れないと思っただのか例

の商売道具は実名での登場だ。種苗法改正法案の国会上げというタイミングを踏まえてのものなので、「種は買わなきゃいかんものにし、自家採種を禁止しました」と前置きして、モンサント社のGM種子のことを次のようにこき下ろしている。

「中南米の各国で、いわゆる『モンサント法』という一連の法律で全く同じことをやられてきました。インドもです。中南米の国々やインドは猛反発して、モンサントの特許を無効とか、モンサント排除という形で排斥し始めました。そこで日本だけは何でも言うことを聞くと、徹底的にやっています」

モンサント法、初めて耳にする法律名だ。グーグルで調べてみた。モンサントは世界中で訴訟を抱えているので、その判決の結果のことを指しているのか、あるいはGM種子のロイヤリティに絡む法律の呼び名なのか、さっぱり分からなかったが、どうやら後者のようだった。

確かに、中南米の国々やインドではロイヤリティをめぐって反発が起きている。これには事情がある。GM種子でも、ハイブリッド化された作物品種は、農家はロイヤリティ制を受け入れている。技術的に自家増殖できないトウモロコシがそうだ。ハイブリッド化されていない大

豆や綿花は自家増殖が可能。ロイヤリティがなければ次の開発資金を生み出すことができないので、モンサントは出荷段階でロイヤリティを求めめるのだ。

GM種子を使った場合、通常の種子より収穫量が増えるので、その増えた分の一定割合がロイヤリティとなる仕組み。ロイヤリティと書けば、儲けの分け前を寄せせよという法外な要求に思われがちだが、決してそうではない。通常、ロイヤリティは、その品種が新たに生み出す価値の半分以下なので、法外な額にはならない。もし法外なら、モンサント社製GMOが、世界中であれだけの市場を握ることはできなかったはずだ。

鈴木さんに耳打ちしておきたい。全農ほどモンサント社の恩恵をうけている組織体はないということだ。GM農産物のインポーターでありユーザーである。米国産GMトウモロコシや大豆の輸入取扱量は全国トップかも。除草剤「ラウンドアップ」の取扱量も図抜けている。

鈴木さんにお願がある。これからは「冬のお化け興業」は続くと思う。ぜひ演目のひとつに「全農は、モンサント社が開発したGM農産物の最大のお得意先」という決めセリフを全国の消費者に広めてもらえないだろうか。

## 種苗法改正は 農業者の願い

種苗法改正が必要な理由について、鈴木さんに読んで聞かせたい記事がある。6月18日付け米穀新聞「種苗法改正は絶対に必要」という記事だ。コメントの主は株式会社アグリシーズの山根精一郎社長。

「新品種を開発するためには費用と労力が必要です。イネを例にとれば、5年から6年という歳月が最低でも必要となる。基礎研究も必要。それにかかる費用は1品種1億円を軽く超える。その新品種を誰でも勝手に無料で利用できるとなれば、開発者には何のメリットはなく、かかった費用は全部開発者の負担ということになる。そうやってしまえば誰も新品種を開発しようとは思わず、その結果、多収、良食味、病気に強い品種が開発されなくなる。新品種の保護をしないと損を被るのはイネの生産者、つまり日本の農業ということに。新品種の権利を守ることは、農業生産を守り発展させることに直結する。さらに現在では日本の新品種がすぐに海外に無断に持ち出されて、海外で勝手に生産される事態も起きている。そうしたことを防ぐためにも新品種の権利を守ることは絶対必要なのだ」（一部短縮して引用）